

Overview of the Audit and Inspection

監査 2016

東京都の監査のあらまし ～平成27年実施結果～



東京都監査委員

Audit and Inspection Commissioners of
the Tokyo Metropolitan Government

目 次

平成27年の監査

1	監査とは	1
2	監査の観点	1
3	実施状況	2

各種監査について

1	定例監査	4
2	工事監査	6
3	財政援助団体等監査	8
4	行政監査	10
5	決算審査等	12
6	住民監査請求に基づく監査	14
7	改善措置	16

監査Q&A

Q1～2	監査委員・事務局について	18
Q3～6	各種監査について	19
Q7～8	住民監査請求について	21
Q9	その他	21

1 監査とは

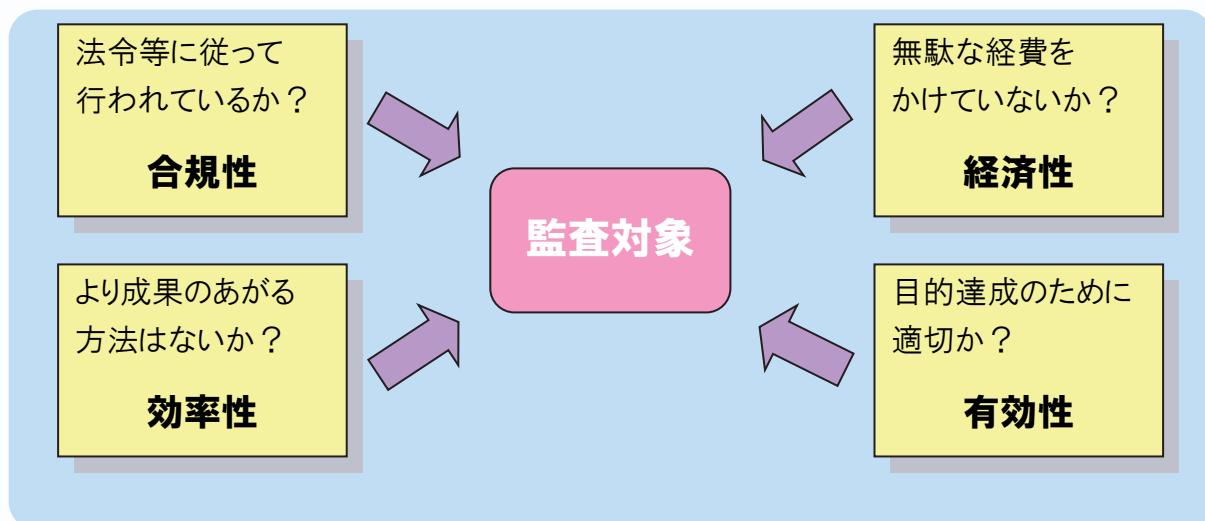
監査とは、都の行財政が正しく、無駄なく運営されているかどうかをチェックすることです。都の監査を、地方自治法に基づいて知事から独立した公平な立場で担っているのが「監査委員」です。

監査委員は、都の行政事務や事業、工事などについて、効率的に行われているか、サービス向上が図られているかなどを検証し、問題点を指摘して改善を求めていきます。その結果は議会に報告し、ウェブサイトなどで公表しています。

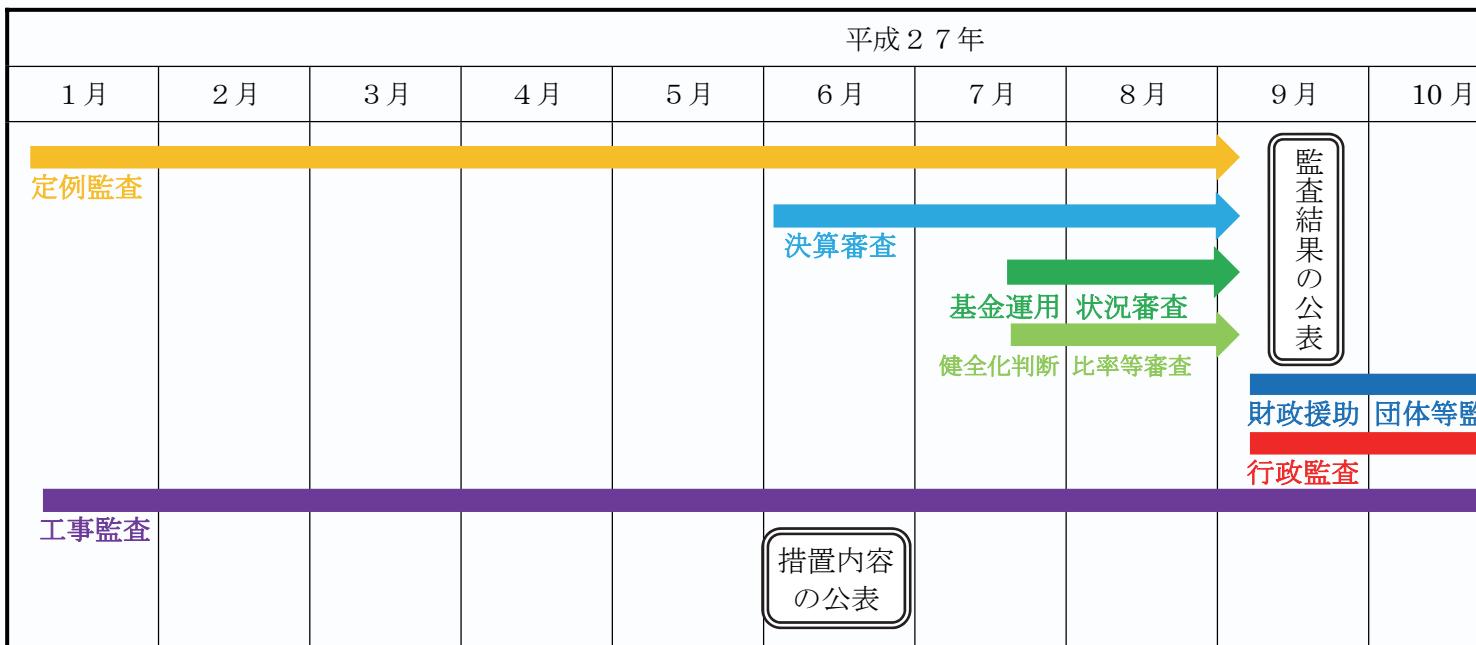
これらの取組を通して、都政に対する都民の信頼確保に努めています。

2 監査の観点

監査に当たっては、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証・評価を行っています。



3 実施状況



監査区分	概要
定 例 監 査	都における事務や事業の全般を対象とした監査
工 事 監 査	都が行っている工事等を対象に、技術面から行う監査
財政援助団体等監査	都が交付している補助金等が目的に沿って使われているか、出資している団体が目的に沿った運営をしているか、などについて行う監査
行 政 監 査	特定の事務・事業を選定し行う監査 平成27年テーマ「庁舎及び都民利用施設における都民サービス」
決 算 審 査	知事からの審査依頼に基づき、決算について行う審査
基 金 運 用 状 況 審 査	知事からの審査依頼に基づき、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
健 全 化 判 断 比 率 審 査 資 金 不 足 比 率 審 査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について、算定が正しく行われているかについて行う審査
住 民 監 査 請 求	都民から、執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などの財務会計上の行為について監査の請求がなされたものについて行う監査
合 計	

		平成28年		
	11月	12月	1月	2月
監査				監査結果の公表
				措置内容の公表

指摘金額 約5億円

- ・定例監査 約1億7,427万円
- ・工事監査 約9,223万円
- ・財政援助団体等監査 約2億7,295万円

監査実施状況（実施率）	実施期間	監査結果	
		指摘事項	意見・要望事項
本庁 137箇所（100%）	平成27年1月～平成27年9月	111	4
事業所 301箇所（40.8%）			
件数 1,688件（10.6%）	平成27年1月～平成28年1月	36	1
金額 5,129億円（26.2%）			
団体数 165団体（4.0%）	平成27年9月～平成28年2月	56	2
11局、8団体	平成27年9月～平成28年2月	24	11
一般会計及び15特別会計、 11公営企業会計	平成27年6月～平成27年9月	14	—
東京都区市町村振興基金 東京都用品調達基金	平成27年7月～平成27年9月	—	—
健全化判断比率 資金不足比率（12会計）	平成27年7月～平成27年9月	—	—
請求件数 13件	隨時	—	—
		241	18

各種監査について～定例監査～

1 定例監査

平成27年は、平成26年度の事業執行分について監査を実施し、指摘事項111件、意見・要望事項4件を行いました。

指摘事項等115件を類型別に整理すると、表のとおりです。

● 類型別件数内訳

類型	件数	主な内容
歳入（都税）	10件	土地の評価を適正に行うよう求めたもの
歳入（その他）	19件	債権管理を適正に行うよう求めたもの 現金取扱の業務手順を具体的に定めるよう求めたもの
歳出	64件	不備が見つかった消防用設備の速やかな修繕を求めたもの デジタル化した資料の有効活用を求めたもの
財産	2件	不用品を台帳から削除するよう求めたもの
その他	20件	指定管理者が保有する個人情報を適正に取り扱うよう局が管理者に指示することを求めたもの
合計	115件	

監査を行うに当たっては、都政を取り巻く状況を踏まえ、都民の関心が高い事項やリスクの高い事項などを「重点監査事項」として設定することで、効率的な監査に努めています。

重 点 監 査 事 項

テーマ：工事契約に係る価格情報管理

○目的

平成26年度に発覚した水道局職員による最低制限価格に係る情報漏えい事件を受け、再発抑止の観点から全庁を対象に設定しました。

○結果

工事契約に係る価格情報は概ね適切に管理されていたものの、電子ファイルの管理等について、6局に対し、6件の是正すべき事項が認められたため、改善を求めました。

※このほか、「事業実施部門の外部委託」や「債権管理」など、各局の事業に応じて局ごとの重点監査事項も設定しています。

主な指摘事項

工事の設計書作成のために構築したシステムを活用していなかったもの

[類型：その他 観点：有効性]

都市整備局

状況

都市整備局では、住宅建設事務所が起工する建築工事と設備工事の設計書作成のためにシステムを構築していましたが、建築工事ではシステムが運用されて以来、活用していませんでした。

指摘

局に対し、事務所の実情を分析の上、システムの活用について検討を求めました。

価格情報に係る電子ファイルの管理等が不適切であったもの

[類型：その他 観点：合規性]

総務局、生活文化局、都市整備局、中央卸売市場、建設局、交通局

状況

工事の積算内容は、入札における予定価格や最低制限価格の算定の基礎となるため、開札終了までの間、関係者以外の者に知られないよう厳格に管理する必要があります。

しかしながら、積算内容を記録した電子ファイルにパスワードを設定しないまま共有フォルダに保存するなど、関係者以外の者が閲覧できる状況となっていました。

指摘

価格情報に係る漏えいリスク低減の観点から、工事契約に係る価格情報管理を適切に行う必要があります。

各局に対し、電子ファイルの管理办法を見直すなど、価格情報管理を適切に行うよう求めました。

◎ 東京都財務諸表について

東京都では、平成18年4月から複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新たな公会計制度を導入し、東京都財務諸表を作成・公表しています。

東京都監査委員は、定例監査において、この財務諸表についても監査を行っています。

この結果、平成26年度東京都財務諸表は、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められました。

各種監査について～工事監査～

2 工事監査

平成27年は、平成26年度に締結した100万円以上の工事を中心に監査を実施し、指摘事項36件、意見・要望事項1件を行いました。指摘事項等37件を観点別に整理すると、表のとおりです。

● 観点別件数内訳

観点	件数	主な内容
設計	8件	規則に基づく設計を行うよう求めたもの
積算	単価設定	施工条件に応じた単価を使用するよう求めたもの
	数量算出等	正しい単位による積算を行うよう求めたもの
	諸経費等	諸経費の調整を行うよう求めたもの
施工	7件	事故を防ぐ安全対策を行うよう求めたもの
その他	3件	汚泥処理を適正に行うよう求めたもの
合計	37件	

技術職員の専門性

工事監査は、4職種（土木、建築、電気、機械）の技術職員が担当しており、それぞれの専門性を活かして監査を行っています。



工事監査の様子

重点監査事項

テーマ：施工条件

○目的

東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて短期集中的に工事が実施されており、これまで以上に品質と価格両面で優れた事業執行が求められることから、施工条件の明示、施工条件に基づいた設計・積算及び施工が実施されているか検証するため、設定しました。

○結果

工事の入札の際に「施工条件」が適切に明示されていないものなど、5局に対し、7件の是正すべき事項が認められたため、改善を求めました。

主な指摘事項

クレーンのつり荷の下に作業員が立ち入っていたもの

[観点：施工、合規性]

状況

工事におけるコンクリート打設状況について、工事記録写真を見たところ、つり上げられているバケット（注）の下に作業員が立ち入っていました。

（注）バケット：コンクリートを打設位置までクレーンなどで運搬し、打設するための容器

指摘

このような状況は、つり荷の落下による作業員の労働災害事故につながりかねない大変危険なものです

局に対して、受注者を適切に指導・監督するよう求めました。

作業の様子



掘削作業時に崩落事故を防ぐ安全対策を行っていなかったもの

[観点：施工、合規性]

状況

公園灯設置の工事記録写真について見たところ、深さ1.5mを超える掘削作業を行っていましたが、崩落事故防止に必要な安全対策が行われていませんでした。

指摘

崩壊事故等を招かないよう、関係法令等を守った安全対策を確実に実施する必要があります。

局に対して、受注者を適切に指導・監督するよう求めました。

建設局

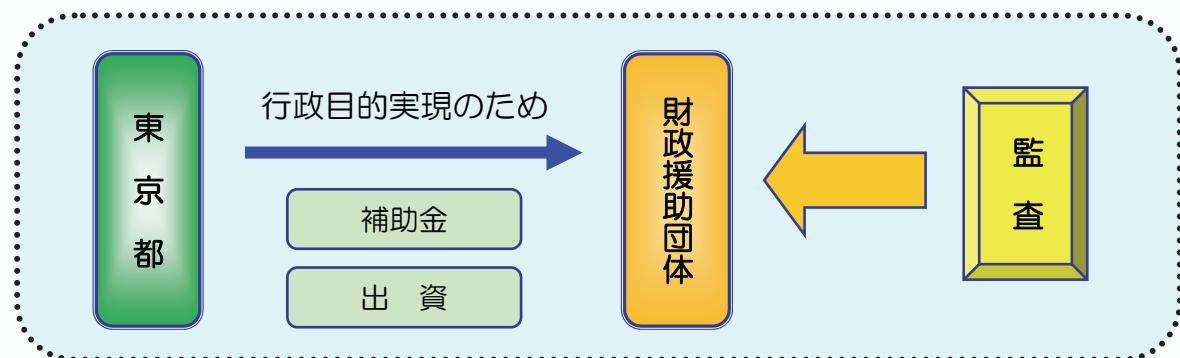
各種監査について～財政援助団体等監査～

3 財政援助団体等監査

平成27年は、団体及びその所管局の平成25年度及び平成26年度の事業を対象として監査を実施し、指摘事項56件、意見・要望2件を行いました。

● 財政援助団体等監査の対象団体及び主な検証内容

対象団体	検証内容
補助金等交付団体	<ul style="list-style-type: none">補助事業等は、目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。
出資団体 ※都が資本金等の4分の1以上を出資	<ul style="list-style-type: none">団体は、出資目的に沿って適切に運営されているか。事業は、費用対効果に配慮して適切に行われているか。
公の施設の指定管理者	<ul style="list-style-type: none">公の施設の管理運営は、適正かつ効率的に行われているか。



指摘事項等58件を類型別に整理すると、表のとおりです。

● 類型別件数内訳

類型	件数	主な内容
補助金交付事務	20件	過大に交付された補助金の返還を求めたもの
経理・契約事務	25件	修繕対象を十分確認し、不必要な修繕工事を行わないよう求めたもの 賞与等の会計処理を適正に行うよう求めたもの
財産・物品管理	7件	指定管理者に貸与したシステムを適切に管理させるよう求めたもの
内部統制	4件	都営住宅の不適正使用に対する指導を確実に行うよう求めたもの
その他	2件	通用門の施錠管理を適切に行うよう求めたもの
合計	58件	

主な指摘事項

更新不要の設備を誤って交換していたもの

[類型：経理・契約事務 観点：経済性]

オリンピック・パラリンピック準備局

状況

東京都障害者総合スポーツセンターでは、平成26年度に換気設備工事を行いましたが、その際、前年度の排気設備工事で更新したばかりの排気ファンを誤って交換していました。

指摘

結果として、約83万円の無駄な支出が生じていました。局に対し、設計図面等の十分な確認をするなど、修繕工事の対象を適切に確認し、工事を行うよう求めました。

都営住宅の不適正使用への指導が確実に行われていないもの

[類型：内部統制 観点：有効性]

東京都住宅供給公社

状況

東京都住宅供給公社は、都営住宅の不適正使用者に対する調査、指導及び是正を行っています。

巡回点検の状況について現地で見たところ、指導票に当初「継続指導」とされ、その後不適正事例はないと報告されていたにもかかわらず、一部是正されていない事例が認められました。

指摘

公社に対して、不適正事例を適切に把握し、継続的な指導を行って是正を促すよう求めました。

4 行政監査（テーマ：庁舎及び都民利用施設における都民サービス）

平成27年行政監査は、「都の施設はIT化の進展やユニバーサルデザインの普及など都政を取り巻く環境に対応し、利便性の向上や安全で快適な施設の運営など、都民目線に立ったサービスの提供が求められる」という観点から、11局・8団体（公園等の指定管理者）を対象に実施し、指摘24件、意見・要望事項11件を行いました。

指摘事項等35件を観点別に整理すると、表のとおりです。

● 観点別件数内訳

観点・着眼点	件数
(1) 利用者の視点に立ったサービスの提供ができているか	14件
ア 利用者への情報の提供・発信を適切に行っているか	7件
イ サービスの評価及び改善の取組を行っているか	7件
(2) 利用者に対する配慮は十分なものとなっているか	21件
ア 施設の安全性・快適性が図られているか	3件
イ 外国人、障害者、高齢者等の利用に配慮しているか	17件
ウ プライバシーに配慮されたものとなっているか	1件
合計	35件

主な実地監査場所とその管理者

- ・都庁舎（総務局、財務局など）
- ・保健所（福祉保健局）
- ・運転免許試験場（警視庁）
- ・ビジターセンター（環境局、（公財）東京都公園協会）
- ・都立公園（建設局、（公財）東京都公園協会など）
- ・海上公園（港湾局、東京臨海副都心グループなど）
- ・都税事務所（主税局）
- ・労働相談情報センター（産業労働局）
- ・都民防災教育センター（東京消防庁）

主な指摘事項

施設の現況が正確に情報提供されていなかったもの

[観点：(1)ア、有効性]

環境局、建設局、警視庁、公益財団法人東京都公園協会

状況

自然公園、都立公園及び運転免許試験場において、駐車場など一部の施設がホームページに掲載されていない事例や、案内板等の記載内容が古く、現況と異なっている事例が認められました。

指摘

局及び団体に対して、施設情報を適切に提供するよう求めました。

苦情、要望等の利用者ニーズを業務に反映させる仕組みが不十分なもの

[観点：(1)イ、有効性]

建設局、港湾局

状況

都立公園や海上公園に関する苦情・要望等について、苦情等受付時の対応は把握しているが、その後の処理状況を把握していない事例や、意見箱を設置していない事例が認められました。

指摘

局に対し、苦情等の対応状況の確認を行い、業務に反映させる仕組みを機能させること、意見箱を設置することを求めました。

バリアフリールートの設定・案内の促進に向けた検討を求めたもの

[観点：(2)イ、有効性]

建設局、港湾局

状況

都立公園や海上公園において、車椅子等での通行が可能なバリアフリールートの設定や案内を行っていない状況が認められました。

指摘

局に対し、高齢者や障害者等の利便性・安全性向上のため、バリアフリールートの設定や案内の促進に向けた検討を行うよう求めました。

5 決算審査等

知事からの審査依頼に基づき、決算等についての審査も行っています。

1 決算審査

決算の数値が正しいか、予算の執行が適正で効率的に行われているかなどを審査しました。

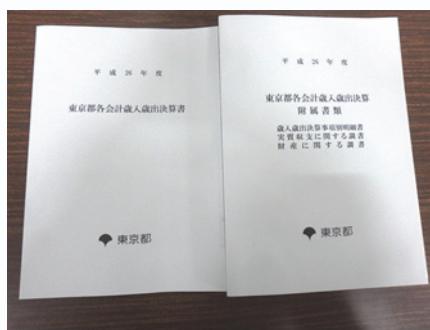
○ 各会計歳入歳出決算審査

審査の対象 平成26年度東京都一般会計及び15の特別会計

- 審査の結果**
- ・決算計数は誤りのないことが認められました。
 - ・会計処理の一部、「財産に関する調書」の一部に誤りが認められました。

● 「財産に関する調書」の誤り

財産種別	登載状況	件数等
土 地	過大登載	2, 268. 40 m ²
	登載漏れ	51. 51 m ²
建 物	過大登載	661. 70 m ²
	登載漏れ	1, 991. 27 m ²
無体財産権	登載漏れ	2 件
物 品	過大登載	8 点
債 権	過大計上 計上漏れ	8, 340 円 57万1, 100 円



決算書（左）と決算附屬書類（右）

○ 各会計歳入歳出決算審査

審査の対象

平成26年度東京都公営企業各会計（11会計）

審査の結果

審査に付された決算諸表は、各会計の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。

2 基金運用状況審査

定額の資金を運用するため設置されている基金について、1年間の運用状況を示す調書が正しく作成されているか審査しました。

審査の対象

東京都区市町村振興基金、東京都用品調達基金

審査の結果

計数に誤りのないことが認められました。

3 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について算定が正しく行われているか審査しました。

審査の対象

平成26年度健全化判断比率、平成26年度資金不足比率（12会計）

審査の結果

各比率は以下のとおりとなっており、算定に誤りのないものと認められました。

○健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	— (赤字なし)	— (赤字なし)	0.7%	49.7%
早期健全化基準	5.67%	10.67%	25.0%	400.0%

○資金不足比率

	資金不足比率 (12会計とも)
算定結果	— (資金不足なし)
経営健全化基準	20.0%

※ 早期健全化基準・経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。

算定結果の値がこの基準値以上の場合には、法により健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められます。

6 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、都民からの請求に基づいて、監査委員が監査を行う制度も定めています。それが住民監査請求です。

1 制度について

都民が、都の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、監査委員に対して監査を求め、損害を補填するために必要な措置を請求できる制度です。

対象

都の財務会計上の行為

具体的には、以下のとおりです。

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

請求期間

①～④については、原則、行為があった日から1年です。
⑤及び⑥については、請求期間の制限はありません。

2 平成27年の監査結果

請求件数

13件

監査実施件数

0件（いずれも監査実施の要件を備えておらず、却下となりました）

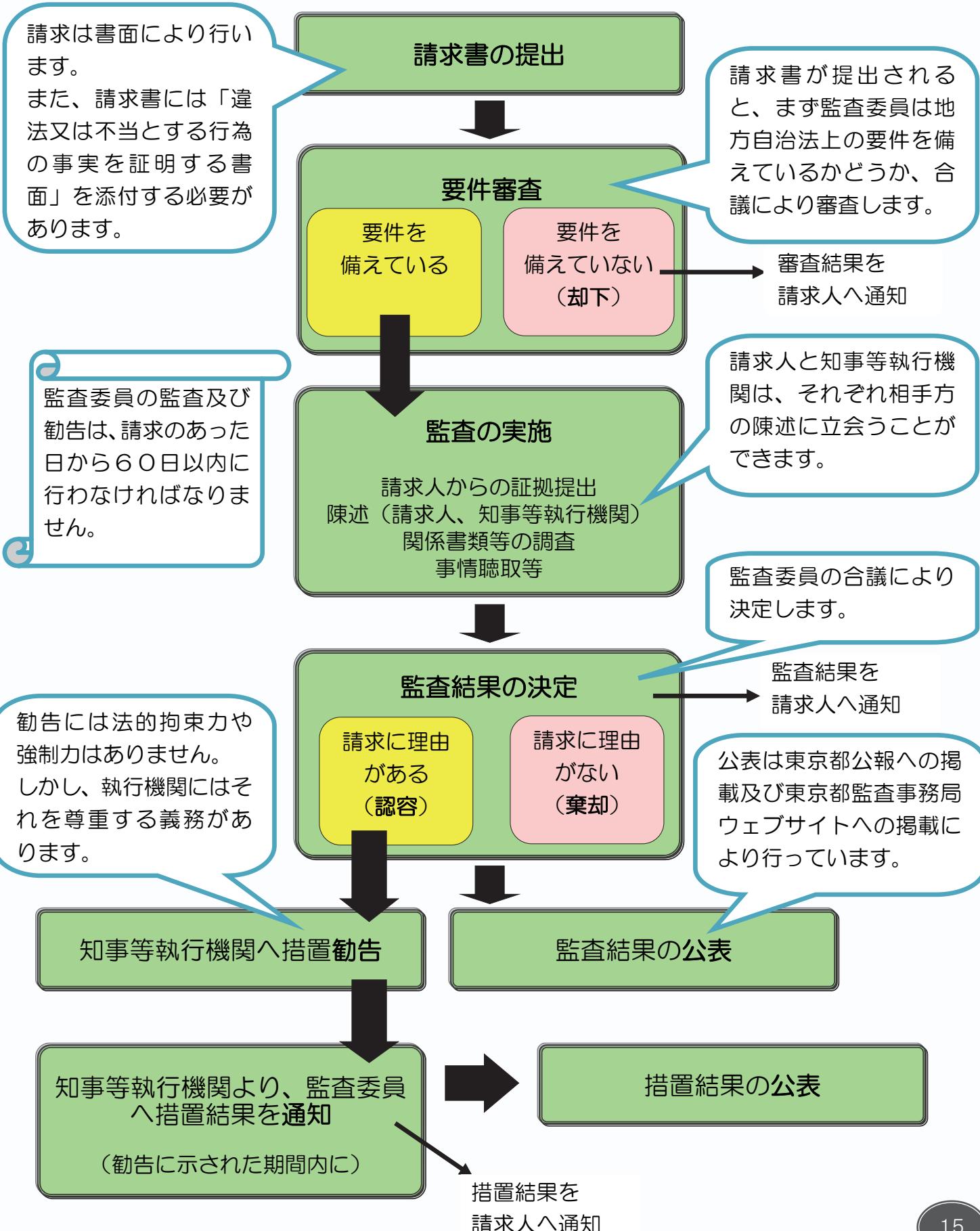
住民監査請求の対象となる行為や請求できる期間などは、地方自治法で定められています。

【主な要件】

- 都の財務会計上の行為であるか
- 請求期間内の請求か
- 請求人が東京都内に住所を有しているか
- など

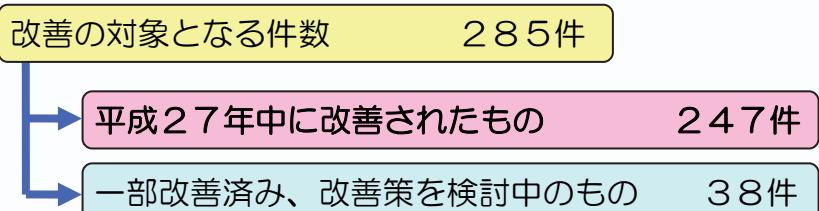
各種監査について～住民監査請求に基づく監査～

■ 住民監査請求の主な事務の流れ



7 改善措置

監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づき、知事等が改善措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員がこの通知を公表しています。さらに、改善措置を促進するため、年2回、知事等に改善状況の報告を求め、フォローアップに努めています。



対象の
86.7%
が改善

主な改善事例

設計担当者以外の者が閲覧できないよう、工事契約の価格情報管理を見直したもの [ルール・体制の構築]

指摘等の内容

工事の積算内容は、入札における予定価格や最低制限価格の算定の基礎となるため、開札終了までの間、関係者以外の者に知られないよう厳格に管理する必要があります。

交通局において、積算内容が記録されたデータの管理状況について見たところ、車両電気部、電気総合管理所、新宿線電気管理所、建設工務部では担当者以外の者が工事の積算内容を閲覧・印刷・保存等が可能な状態となっていました。

【平成27年定例監査 交通局】

措置の結果（改善内容）

車両電気部ほか2所では、積算内容が記録されたデータを、パスワードの設定等により、設計担当者以外の者が閲覧・印刷等ができないように徹底し、所属長による定期的なチェックを行っていくこととしました。

建設工務部では、設計担当者以外の者が積算内容を閲覧・印刷等できないよう、個人別にアクセス制限をかけたフォルダを係内全員に作成し、未契約の工事設計書データを当該フォルダに保存・管理することとしました。

鉄筋を配置する方向を間違えないよう、確認シートを作成したもの

[ルール・体制の構築]

指摘等の内容

梁（はり）は建物の水平方向に設けて屋根や床を支える構造材で、強度を保つ役割があります。このため、梁に配管や電線を通すために穴を開けた際は、鉄筋でその周りを補強する必要があります。

しかし、水道局の浄水所自家発電機室新築工事では、補強のための鉄筋を正しい位置や方向に取り付けていなかったため、補強材の性能が十分に発揮できていませんでした。

【平成26年工事監査 水道局】

措置の結果（改善内容）

水道局は、補強工事を行うとともに、再発を防止するため、確認シートを作成してチェックを強化しました。

過大交付となっていた補助金の返還を受けたもの

[返還・戻入、ルール・体制の構築]

指摘等の内容

福祉保健局は、保育所を運営する社会福祉法人等に対して、運営等に要する費用の一部を補助しています。

このうち、15法人16施設において、法人が延長保育の利用児童数やアレルギー児対応の対象児童数などの算定を誤って補助金の申請を行ったことから、約612万円が過大に交付されていました。

また、過去にも同様の誤りが繰り返されていることから、局に対して審査事務の充実など、補助金交付事務のより一層の改善を求めました。

【平成26年財政援助団体等監査
福祉保健局】

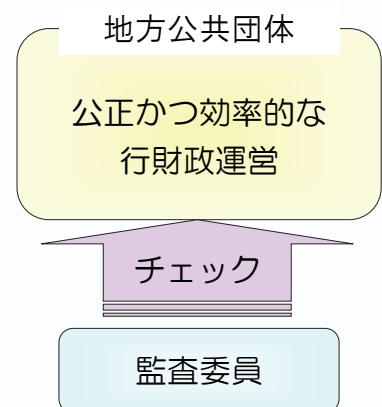
措置の結果（改善内容）

平成27年2月までに社会福祉法人等15法人から補助金の過大交付分約612万円が返還されました。

また、法人等に対する説明会や現地調査を充実させるとともに、補助制度の再構築に合わせて算定方法を見直しました。

Q 1 監査委員とはどんな人たちですか？

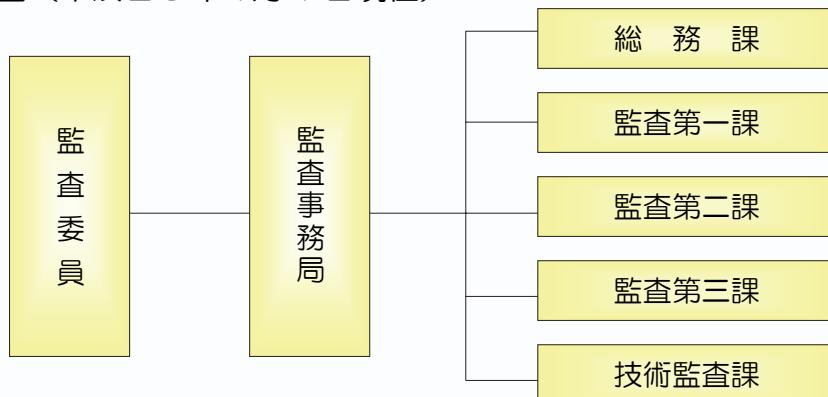
- 監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており、地方公共団体の事務が適正に行われているかをチェックするために、**独立の執行機関**として、公正不偏の立場から監査を実施しています。
- 監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他の行政運営に関して優れた**識見を有する者**及び**議員**のうちから、議会の同意を得て、長（知事や市町村長）が選任します。
- 東京都では、**5名の監査委員**（識見を有する者から選任される委員3名、都議会議員から選任される委員2名）が選任されています。



Q 2 監査事務局の組織はどのようなものですか？

- 東京都では、**監査委員の補助機関**として監査事務局が設置され、監査委員の指揮監督のもと、職員が実地監査を行っています。
- 監査事務局には5つの課があり、職員定数は89人となっています。
- 監査事務局には、各局で実務経験を積んだ職員が配属されており、一般事務職のほか、土木や建築、機械、電気といった技術職もいます。また、監査の専門性の強化と、民間監査経験による知見の活用を積極的に図るため、平成19年7月から公認会計士を任期付職員として採用しています。

■ 組織図（平成28年4月1日現在）



Q 3 監査はどのように進めているのですか？

- 「監査基本計画」により、1年間の監査の基本方針を定めます。
 - 基本計画に基づき、監査種別ごとの「監査実施計画」を策定した上で、都の各局等に対し、**実地監査**を行います。
 - 監査の結果については、監査委員による審議を経た後、報告書として取りまとめ、**公表**しています。
 - 指摘を受けた部局が改善を行います。改善した内容についても公表が行われます。
- *監査基本計画 … 1年間に実施する監査全体について、基本方針、実施時期を定めたもの
- *監査実施計画 … 監査種別ごとに、監査対象、実施日程などを定めたもの
- *監査結果の公表 … 都議会・知事等に提出し、東京都公報・監査事務局ウェブサイトに掲載します。

Q 4 定例監査と行政監査はどう違うのですか？

- 監査委員が行う「定例監査」と「行政監査」は、都の各局が行う事務・事業を対象としている点で共通していますが、監査の目的や検証方法に違いがあります。
- **定例監査**は**全局**を対象に毎年必ず行う監査としており、収入・支出・契約など、財務に関する事務全般にわたって広く行う監査としています。一方、**行政監査**は、**対象を特定**のテーマや局に限定して実施するもので、選定したテーマに特化した視点から深く掘り下げたり、各局横断的に検証する監査としています。

地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

定例監査では
こちらが中心

地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（中略）の執行について監査をすることができる。

行政監査では
こちらが中心

- ◎ 財務事務に限定されないため、特定の事務や事業を取り上げて、体系的かつ総合的に検証することが可能
- ◎ 新しい行政課題に対応した監査の実施が可能

Q 5 過去の行政監査のテーマにはどのようなものがありましたか？

- 平成27年より前の、過去5年の行政監査のテーマと対象局は、以下のとおりです。
 - 平成26年：「債権管理について」（財務局ほか5局）
 - 平成25年：「東京都における災害対策」（総務局ほか8局）
 - 平成24年：「土地及び建物の運用・管理について」（財務局ほか14局）
 - 平成23年：東日本大震災の影響により、未実施
 - 平成22年：「債権管理について」（財務局ほか10局）
- テーマの選定にあたっては、現時点で選定することに意義があるか、将来にわたって継続して行われる事業か、都政において重要であるなどを考慮し、社会経済状況や都の施策の動向、予算の執行状況等を勘案して選定します。

Q 6 監査の効果は何ですか？

- 監査委員は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう、適正・適切でないことを発見し、指摘します。その後、指摘を受けた部局が是正・改善措置を講じることで、監査による改善効果が発揮されます。
- 「監査の結果」と「改善措置の内容」は都議会に報告されるほか、東京都公報や監査事務局ウェブサイトで公表しています。
- 監査にかける人数や日数は限られているため、不適正な事態を全て発見し、改善させることはできませんが、監査結果を基に業務の検証を促す効果などの間接的な効果や、監査を意識することで不適正な事務を抑止する効果も含めると、監査の効果として以下のようなものが挙げられます。

● 監査の効果

指摘を受けた部局は、誤りの原因などを分析し、問題点を改善します。

マニュアルやチェックリストの作成など、再発防止の観点から仕事の進め方の見直しが行われます。

指摘された以外の部局においても、同じような事務を行っている場合、指摘を参考に事務改善が図られます。

過去に指摘されたものと同じ誤りがないか、組織内部で点検するなどの取組が行われます。

日頃業務を行うに当たり、監査で見られることも意識され、適正な事務処理につながります。

都の予算編成に当たり、監査結果を活用した事業評価の取組が行われるなど、業務改善を促す効果があります。

Q 7 住民監査請求の要件は何ですか？

- 住民監査請求の要件には、形式的要件と実質的要件があります。

＜形式的要件＞

- ① 違法・不当な行為者として、都の知事等執行機関又は職員の明示があること
- ② 請求人は、**都の住民**であること（個人、法人を問わない）
- ③ 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

＜実質的要件＞

- ① 都の**財務会計上の行為**であること
- ② 請求事項を特定できる程度の具体性があること
- ③ 違法・不当とする事実又は理由の指摘があること
- ④ 行為の結果として、**損害**又はそのおそれがあること

Q 8 住民監査請求の結果に不服がある場合はどうすればよいですか？

- 監査結果に不服がある場合には、裁判所に対して**住民訴訟**を提起することができます。監査結果が棄却や却下となった場合だけでなく、認容となり勧告が出た場合、勧告を受けた執行機関等の措置に不服がある場合も可能です。
- また、監査委員が請求から**60日以内**に監査又は勧告を行わないとき、勧告に示された期間内に執行機関が必要な措置を講じないときも住民訴訟が可能です。

Q 9 監査委員監査とは別に、外部監査があるそうですが、どういうものですか？

- 地方公共団体の監査には、**監査委員が行う監査**のほかに、**外部監査人が行う外部監査**があります。外部監査は、公認会計士、弁護士などの資格のある人が、第三者の立場から、専門家としての知識・経験を生かして実施するものです。
- 外部監査には、外部監査人が任意にテーマを選定して毎年実施する「**包括外部監査**」と、住民監査請求等に基づいて、請求事案について実施する「**個別外部監査**」とがあります。
- 専門性を生かしてテーマを特定して実施する外部監査人の監査と、行政全般にわたり検証を行う監査委員の監査とがそれぞれの役割を發揮し、行政に対するチェック機能を果たしています。
- 包括外部監査に関する事務については、東京都では総務局が担当しています。

監査の結果をご覧になりたい方へ

監査の結果は、報告書を作成して公表しています。

報告書の冊子は都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）などでご覧になれます。

また、監査事務局ウェブサイトでも各種監査報告書や監査の結果に基づいて知事等が講じた改善措置等の全文（PDFファイル）を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>



監査事務局ウェブサイト

監査事務局では、ツイッター（Twitter）でも、報道発表資料・ウェブサイト掲載情報などを、隨時配信しています。

東京都監査事務局公式アカウント @tocho_kansa

お問い合わせは…

東京都 監査事務局 総務課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 北塔41階

【監査一般、局ウェブサイトに関すること】

総務課 企画担当 電話 03(5320)7017〈直通〉
FAX 03(5388)1765

【住民監査請求に関すること】

総務課 調査担当 電話 03(5320)7015〈直通〉
FAX 03(5388)1765